

川内原子力発電所迂回道路建設計画に関する覚書

鹿児島県（以下「甲」という。）、薩摩川内市（以下「乙」という。）及び九州電力株式会社（以下「丙」という。）は、平成28年2月15日付けで丙から甲乙に申出のあった川内原子力発電所迂回道路建設計画について、覚書を取り交わす。

（目的）

第1条 本覚書は、川内原子力発電所（以下「発電所」という。）付近の地域住民の交通安全の確保と発電所の運用性向上、発電所の防護対策の強化、及び避難道路の充実の観点から、丙が行う迂回道路計画が甲乙の協力のもと、円滑に進められるよう、必要な事項を定めるものである。

（ルート及び構造）

第2条 発電所に隣接する県道43号川内串木野線（以下「現県道」という。）の迂回道路（以下「迂回道路」という。）は、現県道と同程度のものとし、そのルート及び構造は、道路法（昭和27年法律第180号）等に基づき、甲乙丙にて協議を行い決定するものとする。

（用地取得、工事等の実施）

第3条 迂回道路に関わる用地取得、工事等の実施は、丙が行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

（費用負担）

第4条 迂回道路に必要な用地取得費及び工事費等の費用は、丙が負担するものとする。

（道路の交換等）

第5条 迂回道路と現県道の一部区間との交換等は、甲乙丙にて協議を行い決定するものとする。

（その他）

第6条 この覚書に定めのない事項及び疑義を生じたときは、甲乙丙は誠意をもって協議を行い処理するものとする。

この覚書の交換を証するため、本証書を3通作成し、甲乙丙記名捺印のうえ各自1通を保持するものとする。

平成28年 3月31日

甲 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

乙 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号
薩摩川内市長 岩切 秀雄

丙 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社
代表取締役社長 瓜生 道